

◇給料等の支給に関する規則及び職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 夜間勤務手当の支給の対象となる職員の範囲を改めることにしました。
- 2 職員の管理職手当の支給範囲を改めることにしました。
- 3 この規則は、令和7年11月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)